

平成24年1月31日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市公営企業経営審議会

会長 高橋 弦

下水料金の改定について（答申）

平成23年10月20日付、岐阜市水政第134号にて諮問のありました下水料金の改定について、次のとおり答申します。

記

1 下水料金の改定

(1) 下水料金の改定について

岐阜市の下水道事業において、節水意識の浸透・節水機器の普及により汚水放流量減少の傾向が見られる。これは、市民生活、環境負荷の面からは望ましいことではあるが、この放流量減少は、下水道会計において、下水料金収益の減少として表れる。実際に、下水道会計において、平成27年度までに、この放流量減少に伴い下水料金収益が減少し、また既設の下水道施設の更新にかかる費用が増加して、純利益及び補てん財源残高に不足を生じる見込みである。

今後も岐阜市民が快適な生活を享受できる環境を維持していくために、下水料金を別紙記載のとおり平均改定率2.97%にて改定することが妥当である。

なお、料金算定期間は平成27年度まで、新料金表の適用日は平成24年7月1日とする。

(2) 井戸水放流量認定基準の見直しについて

下水料金の改定にあわせて、現行の認定基準の妥当性を確認したところ、現在の水使用の実態が現行の認定基準を下回る状況にあるため、認定基準を別紙記載のとおり見直すことが妥当である。

2 附帯意見

今後の下水道事業のあり方について

岐阜市の下水道事業は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全といった公共の福祉の実現を本来業務とするものではあるが、事業を公営企業として行うのであるから、今後更に企業としての経済性追求に努め、設備投資に見合う収益が獲得できているか否かを検証しながら、バランスのとれた収支の維持に努める持続可能な下水道経営モデルを構築されたい。

また、これまで下水道事業は、市民の財産である豊かな水環境の保持・保全に貢献してきたところであるが、今回の料金改定は、こうした取組みを今後も続けていくために避けられないものであること、原油価格の高騰などにあっても、経営合理化により他都市に比して低い料金を維持してきた（注）ことを、市民に対して十分に説明し、理解を得るように努めるべきである。

（注）中核市41市のうち岐阜市の使用料単価（1 m³あたり料金）は、現行料金では低いほうから6番目であり、平均改定率2.97%による改定後も変化はない（平成21年度統計に基づく比較）。

岐阜市公営企業経営審議会委員名簿

会 長	高 橋 弦	岐阜大学地域科学部教授
副会長	山 田 英 治	岐阜商工会議所専務理事
委 員	富 田 耕 二	岐阜市議会議員
	須 田 眞	岐阜市議会議員
	浅 野 裕 司	岐阜市議会議員
	松 原 和 生	岐阜市議会議員
	浅 井 武 司	岐阜市議会議員
	山 口 禎一郎	社団法人岐阜県経営者協会
	村 瀬 東 三	ぎふ農業協同組合常務理事
	小 山 昭 久	連合岐阜・岐阜地域協議会議長
	堀 田 秀 典	岐阜市自治会連絡協議会副会長
	鈴 木 一 子	岐阜市女性の会連絡協議会会長
	久 世 晴 久	公募委員
	福 井 信 子	公募委員
	細 江 正 俊	公募委員

(敬称略・順不同)

(参考) 当審議会の審議経過

平成23年10月20日(木)	委員委嘱、諮問、審議(認定基準)
11月2日(水)	審議(認定基準、総括原価)
11月17日(木)	審議(認定基準、総括原価)
12月20日(火)	審議(認定基準、総括原価、個別原価)
平成24年1月10日(火)	審議(答申(案))

1 現行の下水料金表及び認定基準

(1) 下水料金表 (岐阜市下水道条例 (以下「条例」という。))

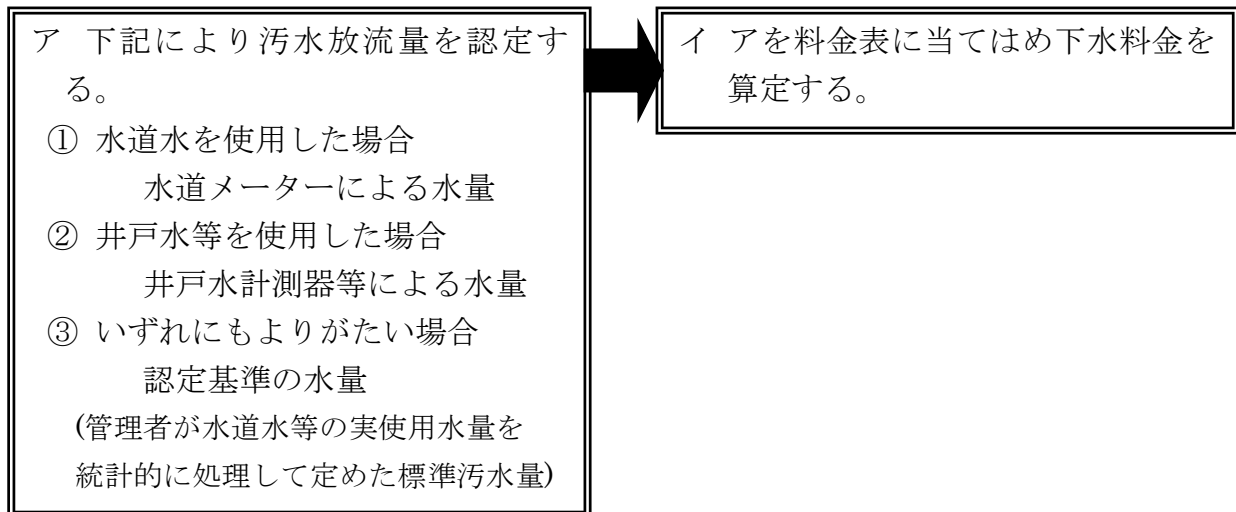
汚水を放流する場合 (H15 改定。以下、平成 15 年度⇒H15、平成 22 年度⇒H22 と表記)

1 月につき

種別	基本料金	従量料金	
一般汚水	800円	1m ³ 以上10m ³ 以下	1m ³ につき 25円
		11m ³ 以上20m ³ 以下	1m ³ につき 95円
		21m ³ 以上50m ³ 以下	1m ³ につき 105円
		51m ³ 以上500m ³ 以下	1m ³ につき 110円
		501m ³ 以上10,000m ³ 以下	1m ³ につき 115円
		10,001m ³ 以上	1m ³ につき 120円
公衆浴場汚水	800円	1m ³ 以上10m ³ 以下	1m ³ につき 5円
		11m ³ 以上	1m ³ につき 19円

以上に 100 分の 105 を乗じた額 (うち 100 分の 5 は消費税相当額)

下水料金の算定方法



(2) 認定基準 (岐阜市下水道条例施行規程 (以下「規程」という。))

(H9 最終改正。人数は定員によるものを除き居住者及び通勤者)

種別		基本水量	超過水量
第1種	家事用	1人 12m ³	4人目以降1人増すごとに 7m ³
		2人 22m ³	
		3人 27m ³	
第2種	学校、幼稚園、保育所用	50人まで 90m ³	50人又はその端数ごとに 90m ³

種別		基本水量	超過水量
第3種	公衆浴場用	管理者の認定する量	
第4種	ア 病院	5ベッドまで 180m ³	1ベッド増すごとに 36m ³
	イ ホテル、モーテル、旅館、サウナ、料理屋等	5人まで 240m ³	1人増すごとに 48m ³
	ウ 劇場、映画館その他これに類するもの	定員50人まで 18m ³	定員50人又はその端数ごとに 18m ³
	エ 管理者が定める職種	5人まで 70m ³	1人増すごとに 14m ³
	オ 官公署、事務所及びア、イ、ウ、エ、カに属さない営業	10人まで 35m ³	10人又はその端数ごとに 35m ³
	カ 個室付浴場	5客室(浴室)まで 375m ³	1客室(浴室)増すごとに 75m ³

第4種 エ 管理者が定める職種

- (1) 医院、(2) 飲食店営業、(3) 食料品製造加工業、(4) 食肉魚介類販売業、
(5) 百貨店、スーパーマーケット、八百屋、
(6) ボーリング場、スケート場、パチンコ屋、スイミングスクール、テニス場、
(7) 理容業、美容業、(8) 犬猫病院、ペット類販売業(小鳥、金魚を除く。)、
(9) クリーニング業(コインランドリー業を含む。)、リネンサプライ業、
(10) 染物洗張業、繊維精練業、(11) 写真業(フィルム現像、焼付を行う写真機販売店を含む。)、
(12) 化学工業、(13) メッキ業、製缶業、(14) 紙、パルプ製造業、
(15) 前各号に準ずると管理者が認める職種

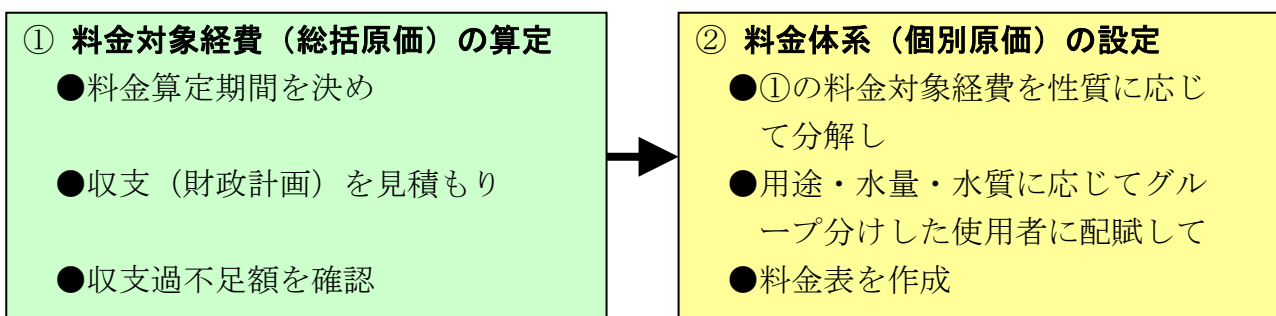
2 下水料金の決定基準

地方公営企業法 21 条 2 項

下水道法 20 条 2 項

<p>◆公正妥当</p> <p>◆能率的な経営の下における適正な原価を基礎とする</p> <p>◆地方公営企業の健全な運営を確保できる</p>	<p>◆下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当</p> <p>◆能率的な管理の下における適正な原価をこえない</p> <p>◆定率又は定額をもって明確に定められる</p> <p>◆特定の使用者に対し不当な差別的取扱をしない</p>
---	---

3 下水料金算定の手続



4 認定基準の見直し

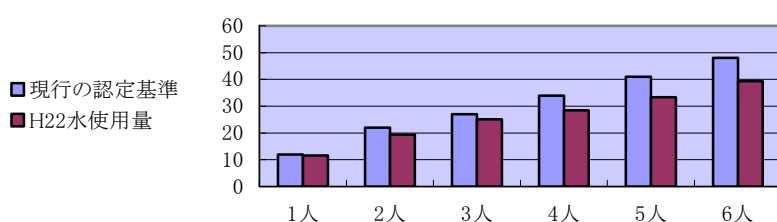
(1) 現行の認定基準の妥当性

現行の認定基準は、H8 当時の水道水使用の実態を基に H9 に一部が見直され、H10 以降、今日まで 13 年以上適用されている。

下水料金に影響が大きい種別（用途）について、現在の水使用の実態を、現行の認定基準との比較において確認したところ、以下のとおりであった。

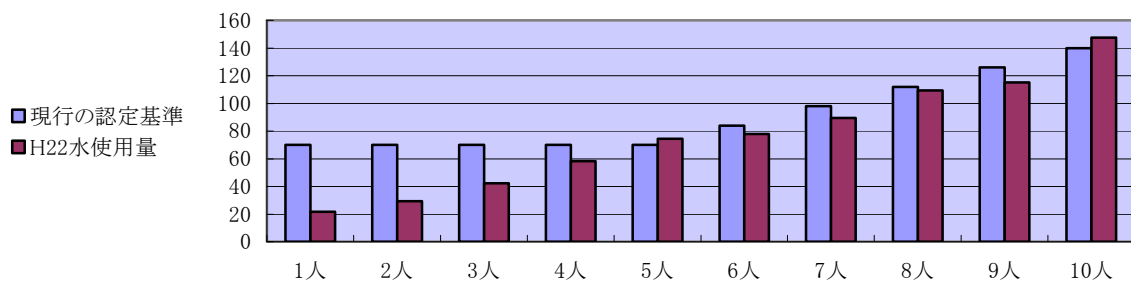
第1種 家事用 (単位:m³/月・戸)

構成人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人
現行の認定基準	12.0	22.0	27.0	34.0	41.0	48.0
H22水使用量	11.6	19.4	25.1	28.4	33.4	39.3



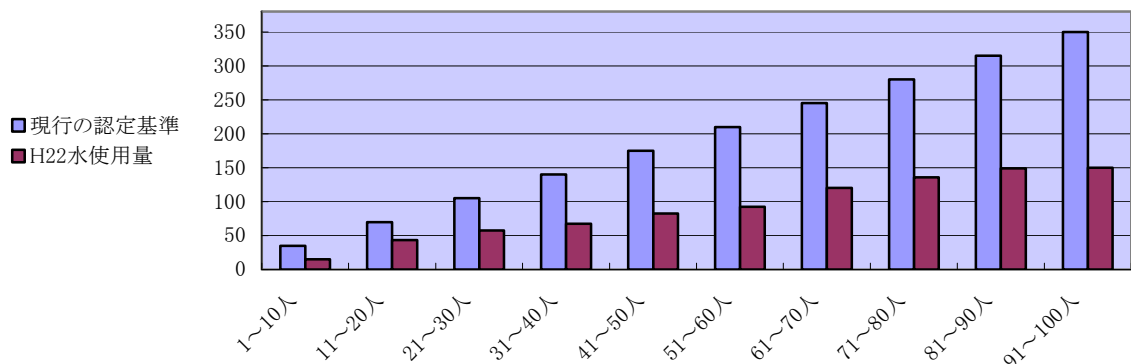
第4種エ 管理者が定める職種 (単位:m³/月・戸)

構成人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
現行の認定基準	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	84.0	98.0	112.0	126.0	140.0
H22水使用量	21.7	29.4	42.2	58.2	74.4	77.9	89.5	109.4	115.1	147.6



第4種オ 官公署、事務所及びア、イ、ウ、エ、カに属さない営業 (単位:m³/月・戸)

構成人員	1~10人	11~20人	21~30人	31~40人	41~50人	51~60人	61~70人	71~80人	81~90人	91~100人
現行の認定基準	35.0	70.0	105.0	140.0	175.0	210.0	245.0	280.0	315.0	350.0
H22水使用量	14.9	43.6	57.5	67.3	82.6	92.2	120.2	135.8	149.2	149.7



なお、H22 水使用量のうち「第1種 家事用」は、北西部処理区の井戸水計測器による把握、「第4種 エ 管理者が定める職種」「第4種 オ 官公署、事務所及びア、イ、ウ、エ、カに属さない営業」は、水道メーター及び井戸水計測器による把握である。

このように、現在の水使用の実態は、現行の認定基準に比して減少しているが、その理由については、事務局から、節水意識の浸透と、水を極力使用しない洗濯機・洗剤等の節水機器・材料の普及によるものと考えられるとの説明があった。

認定基準の妥当性は「それが水使用の実態に基づき設定されること」に求められるから、以上のように現在の水使用の実態が認定基準を下回る状況の下では、認定基準を実態に基づくものとなるように見直す必要がある。

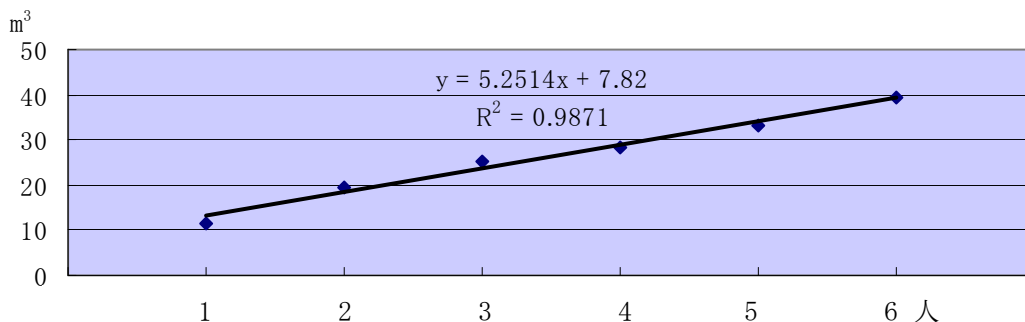
(2) 認定基準改正案

◆ 第1種 家事用

認定基準の基礎として、北西部処理区設置の井戸水計測器により把握した井戸水使用の実態を採用する。

これは、井戸水には水道水とは別の使用実態があり、井戸水使用の実態のみに基づいて認定基準を設定すべきではないかとの当審議会の指摘に対して、事務局が、下水道が比較的新しく整備され、井戸水使用者の殆どが井戸水計測器を設置している北西部処理区の実態の採用を提案してきたものである。

北西部処理区の実態は、井戸水計測器の普及が途上にある岐阜市全体の実態に比して、井戸水使用の実態をよりの確に把握することが可能であるため、その実態の採用には合理性がある。



(※ 構成人員ごとの水量の具体的な値は (1) に記載。)

⇒ 1人 11.5m³、2人 19.5m³、3人 25.0m³、4人 28.5m³、5人 33.5m³、6人 39.5m³、
以後1人増すごとに5m³加えた量

◆ 第3種 公衆浴場用

現在「管理者の認定する量」としているが、これは、水使用量を決定する要素である「浴槽の容積」「入浴客の人数」が公衆浴場ごとに異なるため、個別に認定するものであり、その仕組みを今後も維持する。

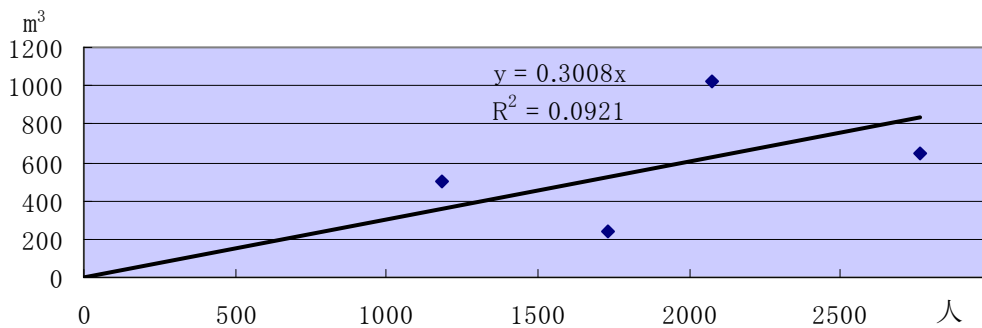
◆ 第4種 イ ホテル、モーテル、旅館、サウナ、料理屋等

今回は、井戸水計測器により把握した井戸水使用の実態だけでは認定基準の設定が困難であるため、水道メーター及び井戸水計測器により把握した水使用の実態を基に認定基準を見直すこととする（以下「第4種エ」まで同様とする）。

また、ホテル、旅館の営業実態に即した形とするため、第3種と同様の「管理者の認定する量」に改め、具体的には、各ホテル、旅館を下記の要素ごとに分解し、要素ごとに求めた水使用量を合算して求める。

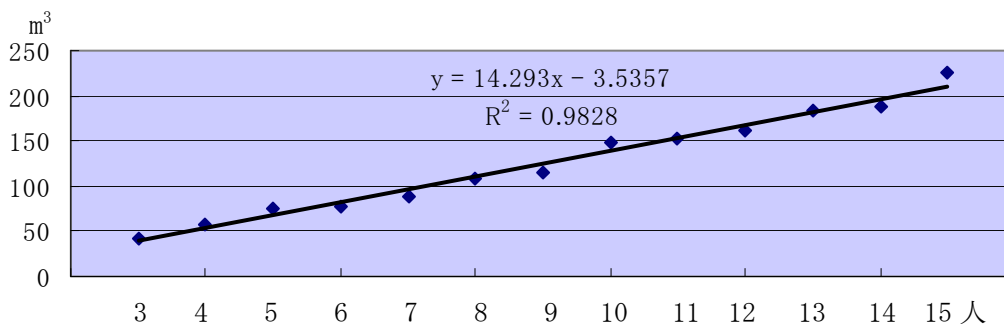
- ① 部屋 … ②③を有しないホテル、旅館の平均水使用量 $9.9\text{m}^3/\text{室}$ × 部屋数
- ② 浴場 … 第3種と同様の方法による
- ③ 飲食店などホテル、旅館に併設する施設 … 第4種 エ と同様の方法による

◆ 第4種 ウ 劇場、映画館その他これに類するもの



⇒ 定員に 0.3m^3 を乗じた量

◆ 第4種 エ 管理者が定める職種



(※ 構成人員ごとの水量の具体的な値は (1) に記載。)

⇒ 2人まで 30 m³、以後 1人増すごとに 14 m³加えた量

また、「管理者が定める職種」のうち適用事例がないものを廃止して、あわせて用語の整理を行い、下記のとおり改める。

第4種 エ 管理者が定める職種

- (1) 医院、(2) 飲食店営業、(3) 食料品製造加工業、(4) 食肉販売業、魚介類販売業、
- (5) 百貨店、スーパーマーケット、八百屋、
- (6) ~~ボーリング場、スケート場、パチンコ屋、スイミングスクール、テニスコート、~~
- (7) 理容業、美容業、(8) 犬猫動物病院、ペット類販売動物取扱業(小鳥、金魚を除く。)、
- (9) クリーニング業(コインランドリー業を含む除く。)、リネンサプライ業、
- (10) 染物・洗張業、繊維精練業、(11) 写真業(フィルム現像、焼付を行う写真機販売店を含む。)、
- (12) 化学工業、(13) メッキ業、製缶業、(14) 紙、パルプ製造業、
- (15) 前各号に準ずると管理者が認める職種

◆ 第4種 オ 官公署、事務所及びア、イ、ウ、エ、カに属さない営業

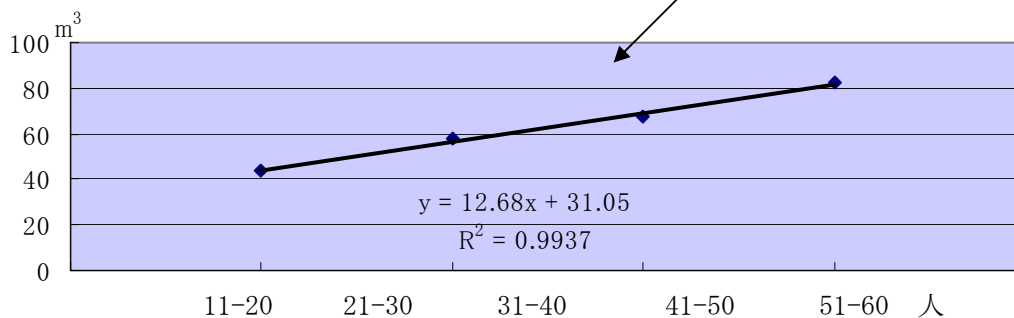
認定基準適用者の殆どを占める「1人～20人」の区分については、「井戸水計測器により把握した実態」に基づき、それ以降の区分については「井戸水計測器により把握した実態」の参照が困難なため「水道メーターと井戸水計測器により把握した水使用の実態」に基づき、認定基準を見直すこととする。

井戸水計測器による把握 (単位:m³/月・戸)

構成人員	1～5人	5～10人	11～20人
H22水使用量	21.1	31.8	44.8

水道メーター及び井戸水計測器による把握 (単位:m³/月・戸)

構成人員			11～20人	21～30人	31～40人	41～50人
H22水使用量			43.6	57.5	67.3	82.6



⇒ 5人まで 21m³、6人以上 10人まで 32m³、以後 10人又はその端数ごとに 13m³加えた量

※ 「第2種 学校、幼稚園、保育所用」「第4種 ア 病院」「同 カ 個室付浴場」の認定基準は、井戸水計測器取付が進み、現在適用事例がなく、今後新たに井戸水を下水道へ放流する旨の届出があった場合は、その全てについて井戸水計測器を設置して対応する方針であり、今回をもって廃止する。

◆ まとめ

以上の認定基準改正案の一覧を、種別名称を整理したうえで示すと以下のとおりである。

種別		水量
第1種	家事用	1人 11.5m ³ 、2人 19.5m ³ 、3人 25m ³ 、4人 28.5m ³ 、5人 33.5m ³ 、6人 39.5m ³ 、以後1人増すごとに5m ³ 加えた量
第2種	学校、幼稚園、保育所用	廃止
第3種	公衆浴場用	管理者の認定する量
第4種	ア 病院	廃止
	イ ホテル、旅館	管理者の認定する量
	ウ 劇場、映画館その他興行場	定員に0.3m ³ を乗じた量
	エ 管理者が定める職種	2人まで 30m ³ 、以後1人増すごとに14 m ³ 加えた量
	オ 官公署、事務所及びイ、ウ、エに属さない営業	5人まで 21m ³ 、6人以上10人まで 32m ³ 、以後10人又はその端数ごとに13m ³ 加えた量
	カ 個室付浴場	廃止

以上の認定基準改正案を採用した場合の、水量・下水料金収益への影響は、以下のとおり（143 万 m³減少、1.5 億円減収）である。

<認定基準改正の影響>

(m³、円、消費税除く)

種別	a現行		b改正案		b-a増減		
	水量	下水料金	水量	下水料金	水量	下水料金	
第1種 家事用	5,096,197	520,586,465	4,579,374	467,060,515	▲516,823	▲53,525,950	
第2種 学校、幼稚園、保育所用							
第3種 公衆浴場用	85,932	1,719,828	81,635	1,638,185	▲4,297	▲81,643	
第4種	ア 病院						
	イ ホテル、モーテル、旅館、サウナ、料理屋等	29,928	3,305,520	25,770	2,824,611	▲4,158	▲480,909
	ウ 劇場、映画館その他これに類するもの	1,080	111,721	852	87,777	▲228	▲23,944
	エ 管理者が定める職種	1,368,520	145,730,573	863,316	91,160,884	▲505,204	▲54,569,689
	オ 官公署、事務所及びア、イ、ウ、エ、カに属さない営業	1,062,110	109,573,683	663,178	67,090,362	▲398,932	▲42,483,321
	カ 個室付浴場						
合計	7,643,767	781,027,790	6,214,125	629,862,334	▲1,429,642	▲151,165,456	

なお、事務局は H15 以降、井戸水計測器の設置に努めてきたとのことであるが、H22 末において、井戸水を単独で、或いは水道水とともに下水道へ放流する使用者のうち、計測器を設置するものの割合は 22.0%にとどまっている。

設置が進まない理由は、認定基準適用者の一部が設置に非協力的とのことであるが、計測器の設置は、下水料金の適正な賦課、水道メーター及び計測器による使用者との公平、より正確な認定基準設定を目的とする井戸水使用実態の把握のためにも必要であるから、設置割合を高めるように努められたい。

5 水道水と井戸水を併せて下水道へ放流する場合の見直し

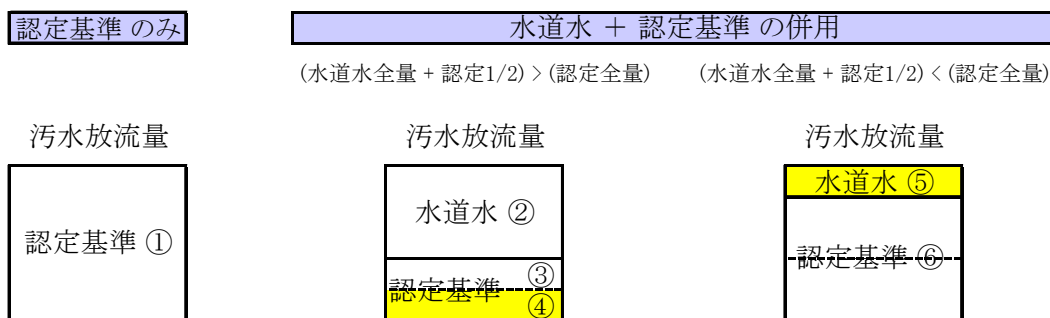
現在、水道水と井戸水を併せて下水道へ放流する場合の汚水放流量は、

- A 水道メーター + 井戸水計測器 の場合
⇒ 「水道水全量 + 井戸水全量」
- B 水道メーター + 認定基準 の場合
～H14 ⇒ 「水道水全量」「認定基準全量」のどちらか多いほう
H15～ ⇒ 「水道水全量 + 認定基準 1/2」「認定基準全量」のどちらか多いほう

とされている。

Bについては、H15 改正時に『段階的に算定方法を見直すこととして（上記の）改正を行い、H18 以降に「水道水全量 + 認定基準全量」に改める』方針が示されていたが、現在まで、Bの残りの「認定基準 1/2」または「水道水全量」について下水料金算定が行われていない状況にあるため、Bについて、認定基準改正とともに、「水道水全量 + 認定基準全量」と改めるのが妥当である。

※ 水道水と井戸水を併せて下水道へ放流する場合の見直しによる水量・下水料金収益への影響、及び、これに加えて、認定基準を改正した場合の水量・下水料金収益への影響は、以下のとおり（55 万 m³ 減少、0.6 億円減収）である。



（白色部分が 現行の 料金算定する部分、着色部分が 現行の 料金算定しない部分）

< 併用見直し、認定基準改正による影響 >

		a 現行		b 併用見直しに伴う復元		c 認定基準改正案適用		
		水量	下水料金	水量	下水料金	水量	下水料金	
認定基準のみ		認定基準 =①	4,583,006	465,813,637			3,709,006	373,736,030 ※
水道水 + 認定基準 併用	(水道水全量 + 認定1/2) > (認定全量)	水道水 =②	(省略)					
		認定基準1/2 =③	492,619	51,845,937			425,058	44,564,445 ※
	(水道水全量 + 認定1/2) < (認定全量)	認定基準残り1/2 =④			492,619	51,845,937	425,058	44,564,445
	(水道水全量 + 認定1/2) < (認定全量)	水道水 =⑤			452,257	47,783,439		
		認定基準 =⑥	2,568,142	263,368,216			2,080,061	211,561,859 ※
合計			7,643,767	781,027,790	944,876	99,629,376	6,639,183	674,426,779

併用見直しによる影響は、

bの合計 = 944,876 99,629,376

併用見直しに加えて、認定基準を改正した場合の影響は、cの合計 - aの合計 + bの⑤ =

▲552,327 ▲58,817,572

なお、※の

cの① + ③ + ⑥ = 6,214,125 629,862,334 ⇒ 認定基準改正の影響と一致

6 下水道会計の収支見込み（認定基準見直し後）

<下水道会計の 今後の財政見通し>

		A 現行			A+認定見直し	
		a H23見込	b H27計画	b-a	c H27計画	c-b
損益	収益	70.5	67.5	▲ 3.0	66.9	▲ 0.6
	うち下水料金	50.0	49.1	▲ 0.9 ⇒①	48.5	▲ 0.6 ⇒③
	うち流域下水道 維持管理負担金 返還金	1.8	0.0	▲ 1.8 ※	0.0	0.0
	費用	67.9	68.7	0.8	68.7	0.0
	うち減価償却費、支払利息	37.9	38.4	0.5 ⇒②	38.4	0.0
	純損益	2.6	▲ 1.2	▲ 3.8	▲ 1.8	▲ 0.6
補てん財源残高(今後の建設改良、企業債償還の財源)		13.7	11.9	▲ 1.8	10.3	▲ 1.6 ⇒④

収支増減の主な理由

① ⇒ 下水料金の減 利益 ▲ 0.9 億円

- ◆ 水使用量の減

② ⇒ 減価償却費等の増 利益 ▲ 0.5 億円

- ◆ 中部プラント改築（第2期）の減価償却費等の増

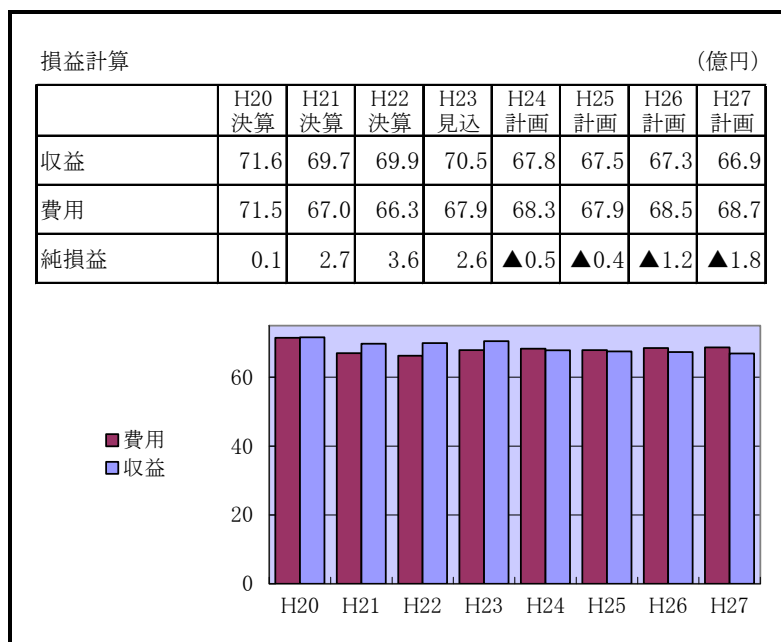
③ ⇒ 下水料金の減 利益 ▲ 0.6 億円

- ◆ 井戸水使用者の認定基準見直し

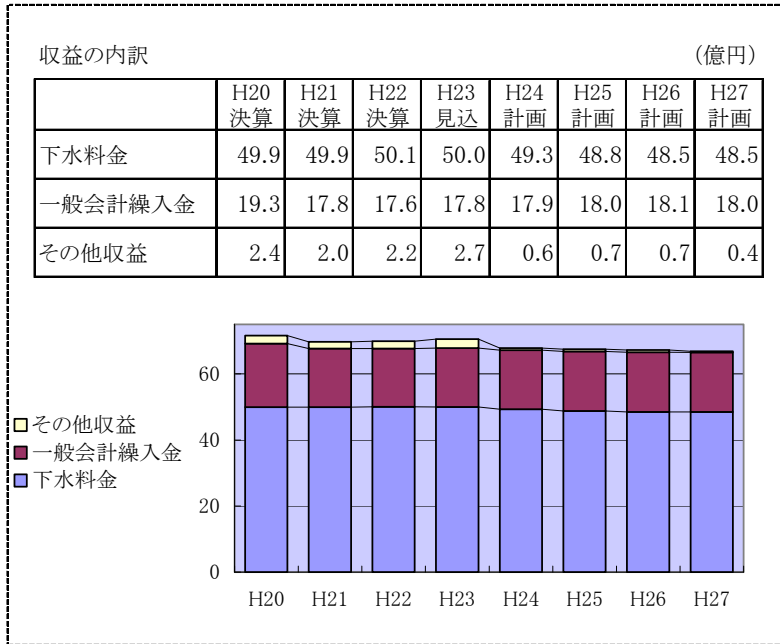
④ ⇒ 補てん財源残高（今後の建設改良、企業債償還の財源）の減 ▲ 1.6 億円

- ◆ 損失の発生により、減価償却による資金の留保が減少

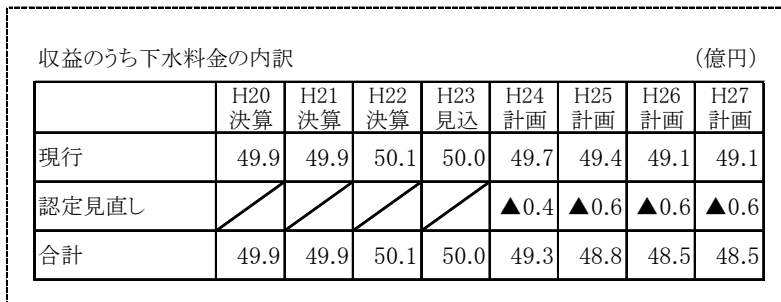
(1) 損益計算



ア 収益

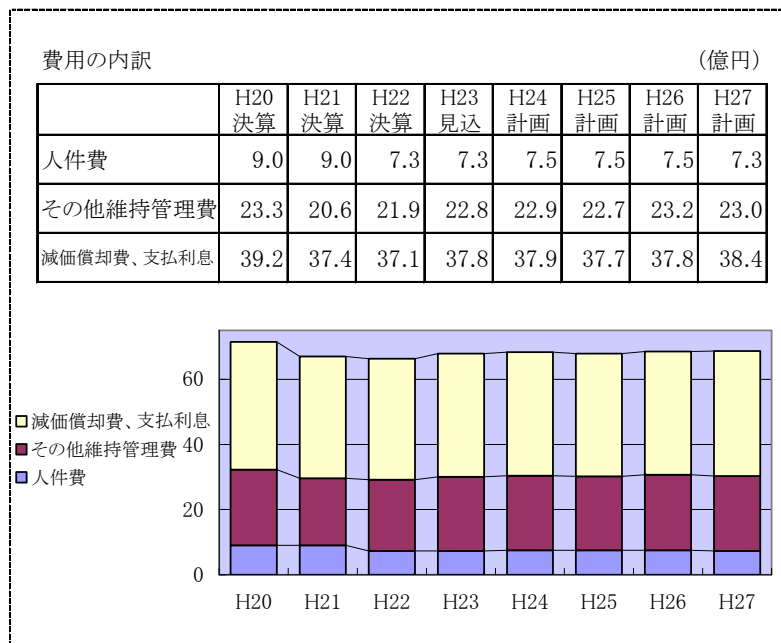


下水料金



◇ 認定基準改正にかかる規程公布：平成24年3月下旬、適用：同年7月1日（想定）

イ 費用



人件費

< 人件費内訳と職員数 >

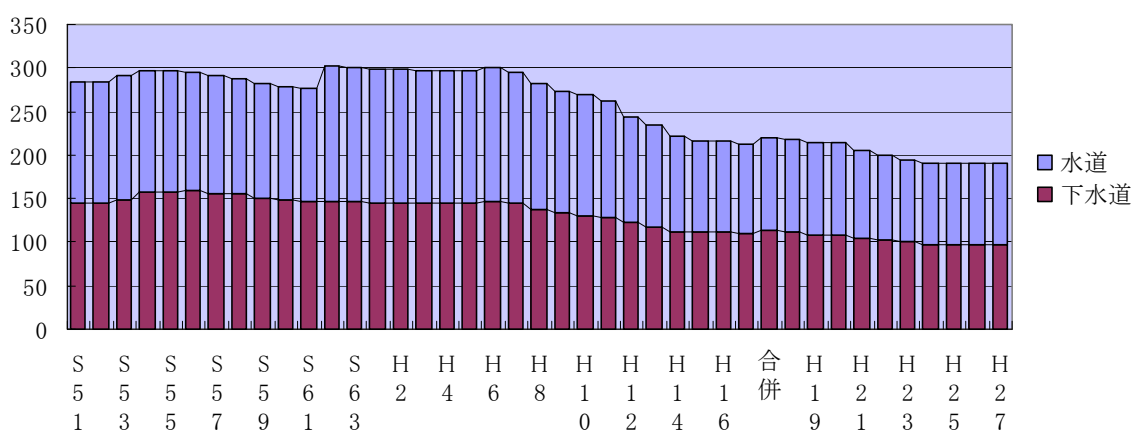
(人、億円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
損益勘定職員数	109	104	102	101	97	97	97	97
給料、手当、法定福利費、報酬	6.7	6.5	6.3	6.0	6.5	6.5	7.0	6.3
退職給与金	2.3	2.5	1.0	1.3	1.0	1.0	0.5	1.0
人件費計	9.0	9.0	7.3	7.3	7.5	7.5	7.5	7.3

◇ 職員数は、これまで事務事業の見直しに努めて減じてきたところである。

H23 から H24 にかけて 4 人減少しているのは、処理場において、職員が行う夜間運転監視を、委託に切り替えるものである（これにより、費用の軽減を図る）。

< 上下水道事業部職員定数の推移。公営企業管理者を除く（単位：人） >



下水道事業について

(ピーク時) S56 159 人 ⇒ H24 97 人 31 年間で▲62 人、▲39 %
 (前回料金改定時) H15 112 人 ⇒ H24 97 人 9 年間で▲15 人、▲13 %

◇ 退職給与金は、H21 まで 2 億円台であるが、これはいわゆる団塊世代の退職に伴うものである。

今後については、地方公営企業会計基準改正により、退職給付引当金の計上が義務付けられる予定であるが、H40 までに、(下水道) 全職員が退職した場合に必要な額 7.6 億円を分割して計上する方法を予定し、上記に計上している。

◇ 給与水準

H22 中核市一般行政職員平均給料月額

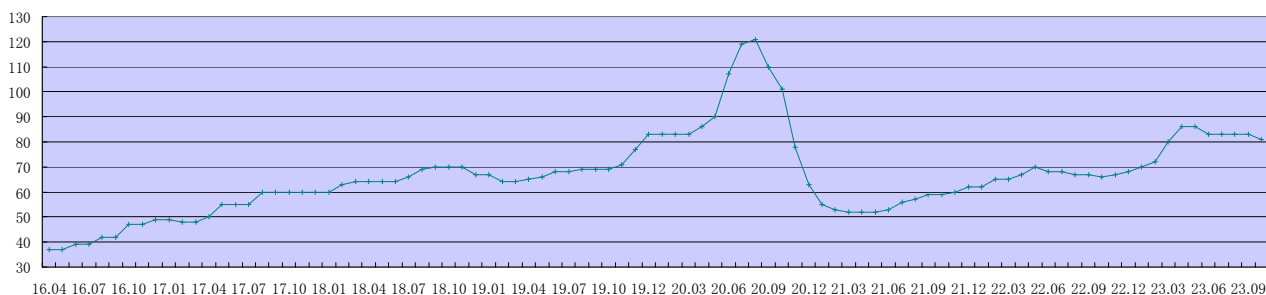
⇒ 岐阜市 325,400 円 中核市 47 市中、低いほうから 5 番目

H22 中核市ラスパイレス指数

⇒ 岐阜市 100.1 中核市 47 市中、低いほうから 14 番目

その他維持管理費（管渠清掃・修繕費、処理場運転管理費・修繕費、営業関連経費等）

< 下水汚泥焼却のための重油の市場販売価格（横軸：平成年月、縦軸：円/ℓ（消費税除く））>



◇ H16 以降、原油価格高騰に伴い、処理場で下水汚泥焼却に使用する重油の購入費が増加している（現在の単価は、H16.4 に比して 2 倍以上）。

H16 以降の処理場燃料費の推移は、下記のとおりである（単位：億円）。

(H16) 0.8 (H17) 1.1 (H18) 1.2 (H19) 1.5 (H20) 1.6 (H21) 0.8 (H22) 1.2

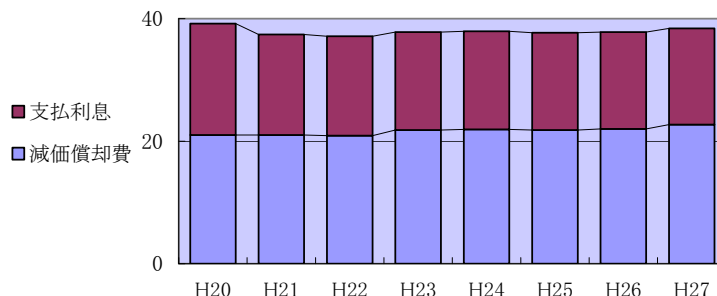
これまで、重油代の増加分を、他の経費の削減、下水汚泥自燃技術の開発に向けた取組みを行うなどの方法により、吸収するように努めてきたところである。

◇ 未収料金徴収強化策として、強制徴収（差押え）を実施する。

減価償却費、支払利息（建設改良に伴い増減するので「資本費」という）

資本費の推移 (億円)

	H20 決算	H21 決算	H22 決算	H23 見込	H24 計画	H25 計画	H26 計画	H27 計画
減価償却費	21.0	21.0	20.9	21.8	21.9	21.8	22.0	22.7
支払利息	18.2	16.4	16.2	16.0	16.0	15.9	15.8	15.7
計	39.2	37.4	37.1	37.8	37.9	37.7	37.8	38.4



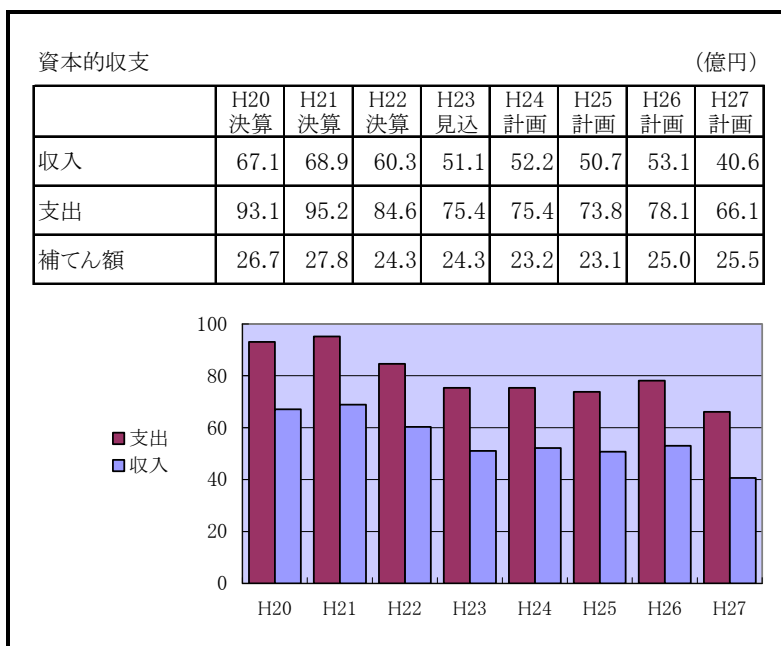
< 減価償却費の内訳 > (億円)

	H23	H24	H25	H26	H27
～H22取得固定資産	21.8	21.3	20.9	20.6	20.4
H23～取得固定資産	0.0	0.6	0.9	1.4	2.3
うち管渠整備	0.0	0.2	0.3	0.4	0.7
うち処理場改築	0.0	0.2	0.2	0.2	0.8
減価償却費 計	21.8	21.9	21.8	22.0	22.7

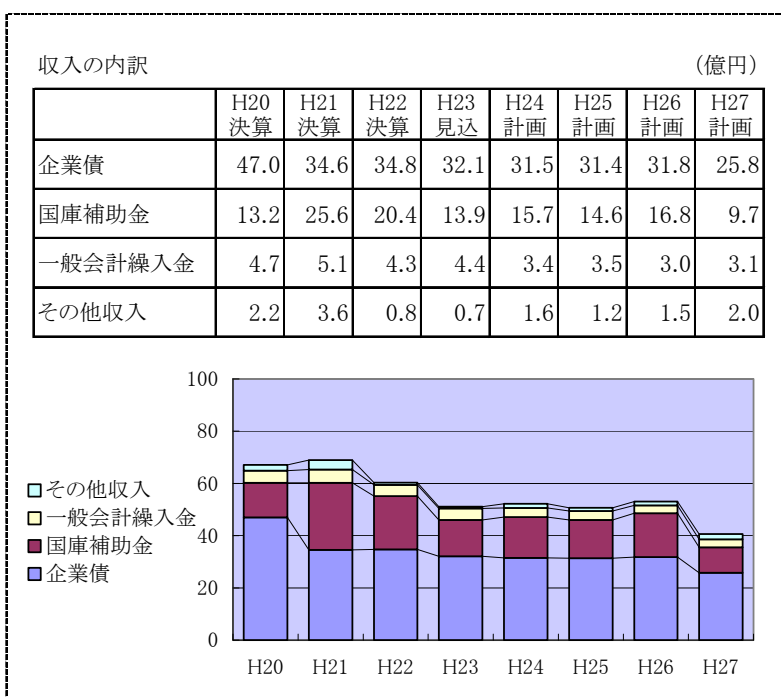
◇ H19～21 に、財務省等の公的機関から借り入れた資金を、補償金（≒将来の支払利息）なしで繰上償還することを可能とする制度が設けられたため、下水道会計において、より低利の民間資金を財源として（借換）、51.0 億円の繰上償還を実施した。

この結果、H32 までに 14.1 億円の支払利息軽減を果たした。

(2) 資本的収支



ア 収入



企業債

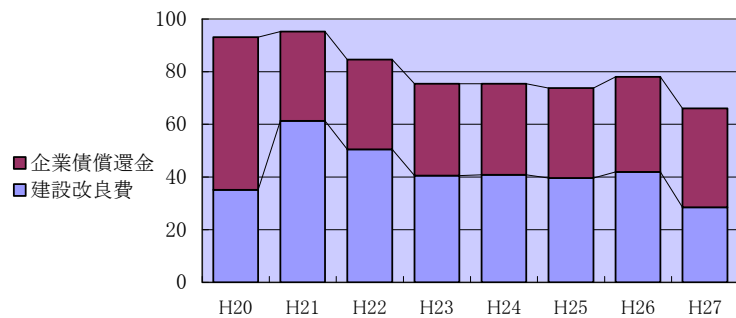
＜企業債の内訳＞ (億円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
建設改良債	16.7	30.0	24.8	22.1	21.5	21.4	21.8	15.8
借換債	26.3	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
資本費平準化債	4.0	4.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
企業債計	47.0	34.6	34.8	32.1	31.5	31.4	31.8	25.8

イ 支出

支出の内訳 (億円)

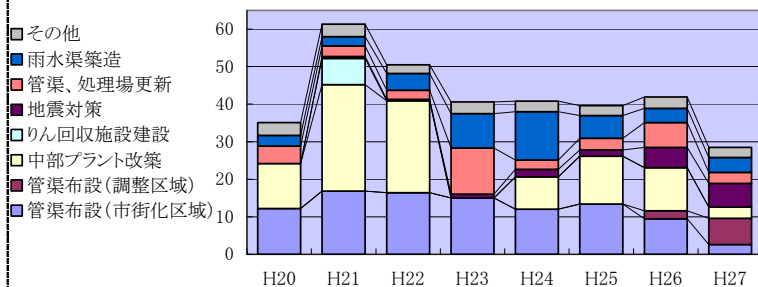
	H20 決算	H21 決算	H22 決算	H23 見込	H24 計画	H25 計画	H26 計画	H27 計画
建設改良費	35.1	61.3	50.5	40.6	40.8	39.6	41.9	28.5
企業債償還金	58.0	33.9	34.1	34.8	34.6	34.2	36.2	37.6



建設改良費

建設改良費の内訳 (億円)

	H20 決算	H21 決算	H22 決算	H23 見込	H24 計画	H25 計画	H26 計画	H27 計画
管渠布設(市街化区域)	12.2	16.8	16.4	15.0	12.0	13.4	9.5	2.6
管渠布設(調整区域)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	7.0
中部プラント改築	12.0	28.4	24.5	0.0	8.6	12.7	11.5	3.0
りん回収施設建設	0.0	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地震対策	0.0	0.5	0.4	1.0	2.0	1.7	5.4	6.3
管渠、処理場更新	4.6	2.8	2.4	12.3	2.5	3.1	6.6	2.9
雨水渠築造	2.9	2.5	4.5	9.2	12.9	6.1	3.8	4.0
その他	3.4	3.3	2.3	3.1	2.8	2.6	3.0	2.7

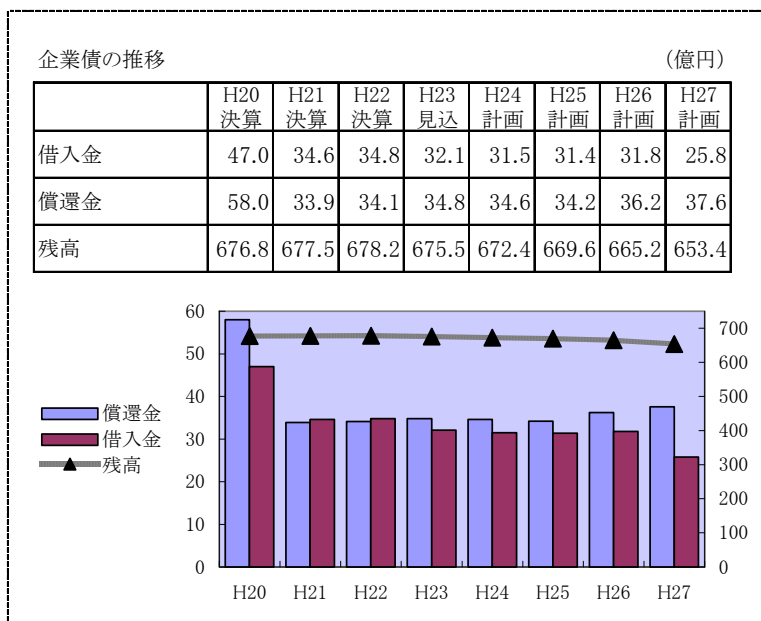


- ◇ 中部プラント改築をはじめ、既存の施設の更新費用の占める割合が大きいが、これらは通常、新たな使用者・収益の獲得にはつながらない。

企業債償還金

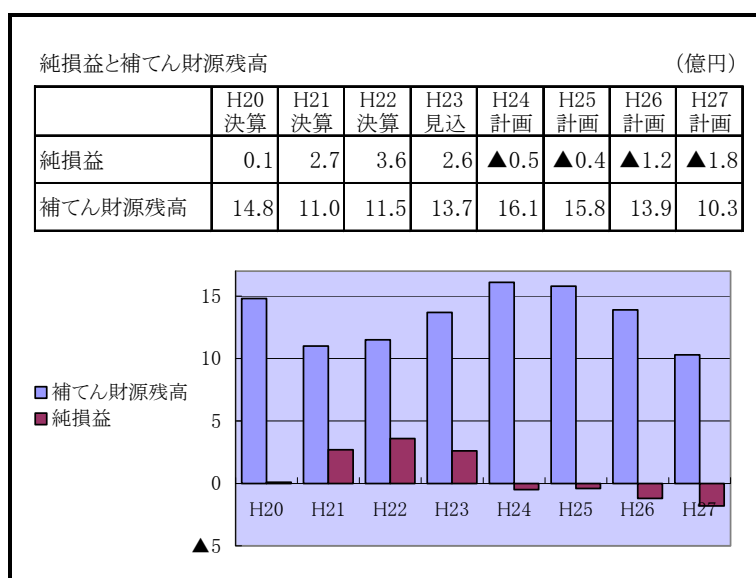
- ◇ 企業債償還額が総じて増加傾向にあるのは、主に元利均等償還によるものである。

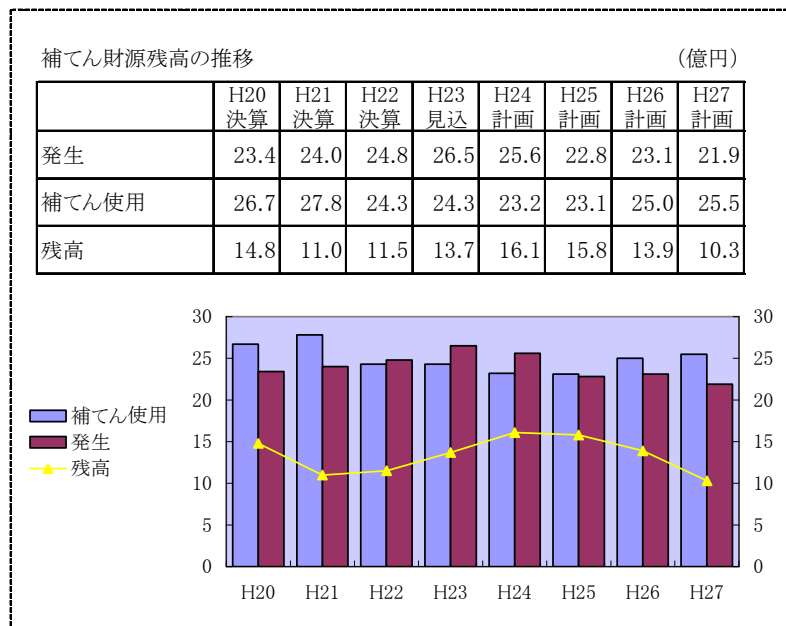
ウ 企業債残高



- ◇ 企業債残高は、 H23 末 675.5 億円 ⇒ H27 653.4 億円 ▲22.1 億円

(3) 純損益と補てん財源残高





地方公営企業会計において、料金対象経費（総括原価）を算定する際の基本的視点

事業に必要な収益、収入、財源 が確保されているか

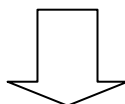
収益的収支・損益計算（経営活動にかかる収支）

- いわゆる赤字（純損失、累積欠損金）では、事業を継続できない
- ⇒ **純利益** が確保されているか

資本的収支（施設整備にかかる収支）

- 補てんする資金がなければ、企業債償還が不可能・不履行となる
- ⇒ **補てん財源残高** が確保されているか

これらがあれば、事業に必要な収益、収入、財源は確保されているといえる。



以上の収支から、**現行の下水料金**では、H27 までに、**事業に必要な収益、収入、財源を確保することが困難**な状況にあり、下水道事業を持続して行うためには、純損益がマイナスにならない程度、及び補てん財源残高がこれまでと同水準を維持できる程度に、**現行の下水料金を改定**する必要がある。

7 下水道事業にかかる経営合理化の取組状況

下水道事業 前回料金改定直前H14と、H22の損益計算比較に基づく、経営合理化の取組みのあらまし（単位：億円。受託工事費除く）

	H22	H14	増減	備考
人件費	7.3	9.5	▲ 2.2	
うち退職給与金以外	6.3	8.1	▲ 1.8	損益勘定職員数 (H14) 86人→(H22) 80人 ▲ 6人 資本勘定職員含めた場合 (H14)112人→(H22)102人 ▲10人 H23に▲1人。H24予定▲4人
うち退職給与金	1.0	1.4	▲ 0.4	
管渠、処理場の維持管理費	11.3	11.9	▲ 0.6	
うち動力費	2.5	2.4	0.1	原油価格上昇に伴う増 (H14) 11.64円/kwh→(H22) 12.13円/kwh 運転管理の工夫、電力供給契約の随時見直しで削減を図る
うち薬品費	0.7	0.3	0.4	原油価格上昇に伴う増 (例) 高分子凝集剤 (H14) 249.90円/kg→(H22) 535.50円/kg 運転管理の工夫で削減を図る
うち燃料費	1.2	0.6	0.6	汚泥焼却用A重油 (H14)40円/ℓ→(H22)70円/ℓ 今後自然技術で削減を図る
うち委託料	4.7	5.1	▲ 0.4	職員が設備の一部について自らメンテナンスを実施し、設備保守費用の削減を図る
うち材料費	0.5	0.3	0.2	職員が設備の一部について自ら材料を調達し、修繕費の削減を図る
うち修繕費	1.6	3.0	▲ 1.4	
うちその他	0.1	0.2	▲ 0.1	
流域下水道維持管理負担金	7.3	5.4	1.9	使用者増による水量増、経費増 なお単価の値下げについて、県と不断の協議を続けている (H14) 69.30円/m ³ →(H23～) 55.65円/m ³
下水料金・受益者負担金の賦課徴収、計測器取付、排水設備の審査・検査経費	2.1	1.3	0.8	
うち委託料	1.4	0.6	0.8	H19～ 営業関連業務委託 H22は1.4億円
うち料金不納欠損	0.4	0.3	0.1	今後、料金の強制徴収に取り組む
うちその他	0.3	0.4	▲ 0.1	
その他庁舎維持管理費等	0.7	0.5	0.2	
減価償却費、資産減耗費	21.0	15.5	5.5	北西部・柳津地域整備分、中部プラント改築分の増
支払利息	16.3	21.9	▲ 5.6	国から職員数削減を主とする経営合理化計画の承認を受け、高金利債を低利で借換し、利息を軽減
費用計	66.0	66.0	0.0	

8 下水料金改定率

これまでお示ししてきた収支を基礎として、現行の下水料金を、純損益がマイナスにならない程度、及び補てん財源残高がこれまでと同水準を維持できる程度の改定を行うと、下記のとおりとなる。

＜下水道会計の今後の財政見直し(料金改定後)＞ (億円)

		現行+認定見直し H27計画		
		a 改定前	b 改定後	b-a
損益	収益	66.9	68.7	1.8
	うち下水料金	48.5	50.3	1.8
	費用	68.7	68.7	0.0
	純損益	▲ 1.8	0.0	1.8
補てん財源残高(今後の建設改良、企業債償還の財源)		10.3	14.8	4.5

▼ 収支上の改定率

$$1.8 \text{ 億円} / 48.5 \text{ 億円} \approx 3.7\%$$

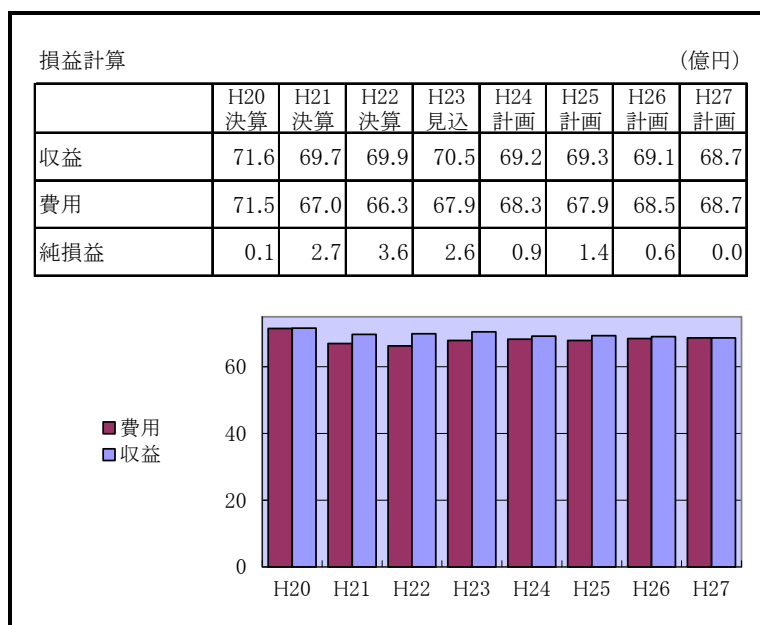
▼ 1m³あたりの使用料単価に基づく平均改定率

$$\begin{aligned} & (\text{H24} \sim \text{27 単価 } 111.06 \text{ 円/m}^3 - \text{H22 単価 } 107.86 \text{ 円/m}^3) \div 107.86 \text{ 円/m}^3 \\ & = \boxed{2.97\%} \end{aligned}$$

$$\text{※ } 111.06 \text{ 円/m}^3 = \text{H24} \sim \text{27 料金対象経費 } 201.9 \text{ 億円} \div 18,182.3 \text{ 万 m}^3$$

9 下水道会計の収支見込み (平均改定率 2.97%)

(1) 損益計算

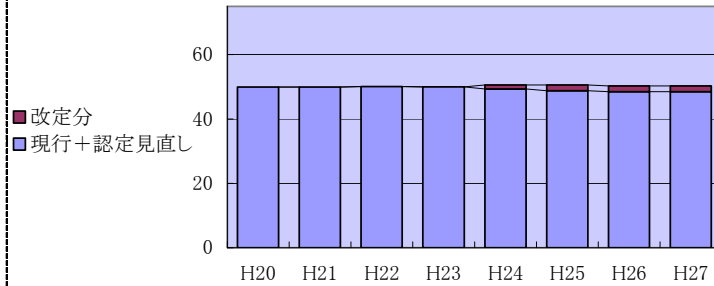


◇ 料金改定にかかる条例公布：平成 24 年 3 月下旬、適用：同年 7 月 1 日 (想定)

収益のうち下水料金の内訳

(億円)

	H20 決算	H21 決算	H22 決算	H23 見込	H24 計画	H25 計画	H26 計画	H27 計画
現行+認定見直し	49.9	49.9	50.1	50.0	49.3	48.8	48.5	48.5
改定分					1.3	1.8	1.8	1.8
合計	49.9	49.9	50.1	50.0	50.6	50.6	50.3	50.3

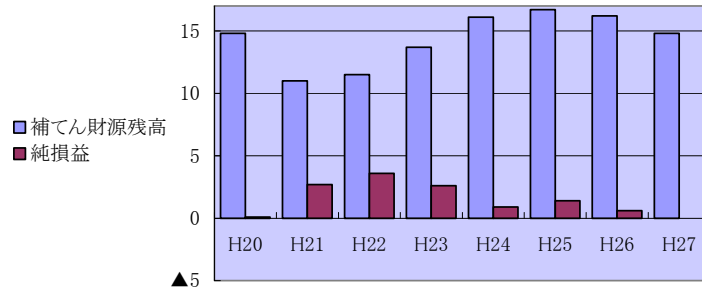


(2) 純損益と補てん財源残高

純損益と補てん財源残高

(億円)

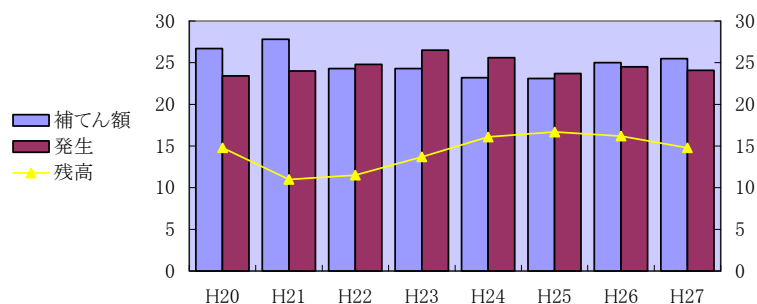
	H20 決算	H21 決算	H22 決算	H23 見込	H24 計画	H25 計画	H26 計画	H27 計画
純損益	0.1	2.7	3.6	2.6	0.9	1.4	0.6	0.0
補てん財源残高	14.8	11.0	11.5	13.7	16.1	16.7	16.2	14.8



補てん財源残高の推移

(億円)

	H20 決算	H21 決算	H22 決算	H23 見込	H24 計画	H25 計画	H26 計画	H27 計画
発生	23.4	24.0	24.8	26.5	25.6	23.7	24.5	24.1
補てん額	26.7	27.8	24.3	24.3	23.2	23.1	25.0	25.5
残高	14.8	11.0	11.5	13.7	16.1	16.7	16.2	14.8



10 平均改定率 2.97%の場合の料金表 (以下、消費税除く。)

(1) 料金表の設定

H24~27 の料金対象経費		201.9 億円
<div style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</div>	固定的経費	159.5 億円
		うち 56.9 億円 → 基本料金へ
		うち 102.6 億円 → 従量料金へ
	変動的経費	42.4 億円 → 従量料金へ

▼ 基本料金 (1月につき) 800 円

※ 800 円/月 × H24~27 延べ下水料金賦課戸数見込 712 万戸 ≒ 56.9 億円

▼ 従量料金 (1月につき)

水量区分 (m ³ /月)	H24~H27水量 (万m ³)	現行料金 (円/m ³)	現行料金収益 (億円)	①改定後収益 (億円)	②改定料金 (円/m ³)	
一般汚水	1~10	6,049.8	25	15.1	15.5	26
	11~20	4,085.5	95	38.8	39.7	97
	21~50	3,627.3	105	38.1	38.9	107
	51~500	2,069.2	110	22.8	23.3	112
	501~10,000	1,805.6	115	20.8	21.2	118
	10,001以上	511.9	120	6.1	6.3	123
	計A	18,149.3		141.7	144.9	
公衆浴場	1~10	0.6	5	0.0	0.0	5
	11以上	32.4	19	0.1	0.1	19
	計B	33.0		0.1	0.1	
計A+B	18,182.3		141.8	145.0		

(2) 料金表

汚水を放流する場合

1月につき

種別	基本料金	従量料金	
一般汚水	800円	1m ³ 以上10m ³ 以下	1m ³ につき 26円
		11m ³ 以上20m ³ 以下	1m ³ につき 97円
		21m ³ 以上50m ³ 以下	1m ³ につき 107円
		51m ³ 以上500m ³ 以下	1m ³ につき 112円
		501m ³ 以上10,000m ³ 以下	1m ³ につき 118円
		10,001m ³ 以上	1m ³ につき 123円
公衆浴場汚水	800円	1m ³ 以上10m ³ 以下	1m ³ につき 5円
		11m ³ 以上	1m ³ につき 19円

以上に 100 分の 105 を乗じた額 (うち 100 分の 5 は消費税相当額)